

各 道 府 県 総 務 部 長 殿  
（市町村税担当課扱い）  
東 京 都 総 務 ・ 主 税 局 長 殿  
（市町村税・固定資産税担当課扱い）

総務省自治税務局固定資産税課長  
（公印省略）

固定資産課税台帳に記載されている森林の土地の所有者に関する情報の  
取扱いについて

平成 24 年 4 月 1 日以降、新たに森林の土地の所有者（地域森林計画の対象となっている民有林の土地の所有者をいう。以下「森林所有者」という。）となった者に関する固定資産課税台帳の一定の情報を地方団体の税務部局が市町村林務部局に提供したとしても、当該情報は、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 22 条の秘密に当たらないと解されており、その旨を「固定資産課税台帳に記載されている森林の土地の所有者に関する情報の取り扱いについて」（平成 24 年 3 月 26 日総税固第 14 号）において通知しているところです。

このたび、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 2 年法律第 41 号）により森林法（昭和 26 年法律第 249 号）が改正され（令和 2 年 6 月 10 日施行）、市町村林務部局が森林所有者を把握するための調査を行い、当該調査により得られた情報を林地台帳へ反映することができることとされました。

その結果、氏名その他の森林所有者等に関する情報（具体的には、森林所有者（納税義務者）の氏名又は名称並びに住所及び電話番号といった事項に限られる。）については、平成 24 年 3 月 31 日以前からの森林所有者に関するものも含めて、地方団体の税務部局が、森林法の施行のために必要な限度において、市町村林務部局が森林法に基づく措置を講ずる目的のために提供しても、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 22 条の守秘義務に抵触しないものと解されるということです。

今後、市町村林務部局より、平成 24 年 3 月 31 日以前からの森林所有者に関する固定資産課税台帳の情報も含めて提供依頼がなされることがあると考えられますが、その実務的な取扱いについては、林野庁森林整備部計画課長から都道府県林務担当部長に別添のとおり通知されており、各地方団体の税務部局におかれましては、この通知を踏まえ、市町村林務部局からの当該情報の提供依頼について、適切にご対応いただきますようお願いいたします。

また、貴都道府県内の市区町村に対しても、この旨をご連絡いただきますようお願い

いたします。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4（技術的な助言）に基づくものです。

（連絡先）

自治税務局固定資産税課

担当：徳重補佐、坪井事務官

電話：03-5253-5674（直通）

Email：m.tsuboi@soumu.go.jp

固定資産課税台帳に記載されている森林所有者に関する情報の利用について

平成24年3月26日 23林整計第342号

林野庁計画課長から各都道府県林務担当部長あて  
最終改正

〔令和2年6月15日 2林整計第212号〕

平成23年4月22日に森林法の一部を改正する法律（平成23年法律第20号）が一部施行され、森林法（昭和26年法律第249号）第191条の2の規定に基づき、行政機関内部での森林所有者等に関する情報の利用及び他の機関に対する森林所有者等に関する情報提供の依頼ができることとされたところである。また、その運用に当たっての留意事項は「森林法に基づく行政機関による森林所有者等に関する情報の利用等について」（平成23年4月22日付23林整計第26号林野庁長官通知）により各都道府県に通知したところである。

加えて、令和2年6月10日に地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和2年法律第41号）が一部施行され、森林法第191条の4第2項に、市町村が森林の土地の所有者を把握するための調査を行う旨が明記されるとともに、当該調査により得られた情報を林地台帳へ反映できることとされたところである。

これらを受け、地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第1項第9号に規定する固定資産課税台帳に記載されている森林所有者に関する情報の市町村林務部局への提供の具体的な取扱いについて、下記のとおり定めたので、その適正かつ円滑な実施につき特段のご配慮をお願いする。

また、貴管下の市町村の長への周知方よろしく願いたい。

なお、このことについては総務省とも協議済みであり、総務省自治税務局固定資産税課長から都道府県総務部長へも別添の通り通知済みであることを申し添える。

## 記

### 1 提供を受けることが可能な情報について

地方税法第341条第1項第9号に規定する固定資産課税台帳（以下「課税台帳」という。）に記載されている森林法第191条の4第1項第1号に規定する森林の土地の所有者に関する情報のうち、地方団体の税務部局が調査した結果知り得た情報（以下「登記簿と異なる課税台帳記載情報」という。）については、地方税法第22条の守秘義務が課される情報に該当しないこととなることから、森林の土地の所在ごとの土地の所有者情報（具体的には、所有者の氏名又は名称、住所及び電話番号といった事項に限られる。）について、市町村林務部局は地方団体の税務部局から当該登記簿と異なる課税台帳記載情報の提供を受け、森林法第191条の2第1項に基づき同法の施行に必要な限度で利用することが可能である。

また、森林法第10条の7の2の規定に基づき、平成24年4月1日以降に新たに

森林の土地の所有者となった旨の届出の義務がある者に関する情報については、上記の所有者情報に加え、その森林の土地の面積、その森林の土地の持分（共有林に限る。）についても、地方税法第22条の守秘義務が課される情報に該当しないこととなることから、市町村林務部局は地方団体の税務部局から当該登記簿と異なる課税台帳記載情報の提供を受けることが可能である。

なお、市町村林務部局が、地方団体の税務部局から課税台帳に記載されている森林の土地の所有者に関する情報で一般に公開されているものの提供を受けることは、従前どおり、可能である。

## 2 提供を受けるに当たっての手續

市町村林務部局が、1により登記簿と異なる課税台帳記載情報及び課税台帳に記載されている森林の土地の所有者に関する情報で一般に公開されているものの提供を求める際には、書面により、民有林（森林法第5条に定める地域森林計画の対象となっている民有林をいう。以下同じ。）の土地の地番その他当該民有林の所在地を確認できる情報を税務部局に提供した上で、課税台帳に記載されている森林の土地の所有者に関する情報の提供を求める等の方法により、照会時期等照会の方法を事前に税務部局と調整の上、行うものとする。その書面の参考様式は付録のとおりとする。

## 3 把握した情報の活用

市町村林務部局は、課税台帳の情報の照会等により得た森林所有者に関する情報を森林法の施行に必要な限度で活用し、保有する森林所有者に関する情報の修正に利用することが可能であるとともに、森林法の施行に必要な限度でその情報を都道府県林務部局へ提供することが可能である。また、都道府県又は市町村の林務部局は、関係法令及び個人情報保護条例の適用の下で、修正後の森林所有者に関する情報を外部へ提供することも可能である。

付録

年 月 日

税務担当課長 殿

林務担当課長

固定資産課税台帳に記載されている森林所有者に関する情報の照会について

下記に掲げる森林法第5条に定める地域森林計画の対象となっている私有林の土地について、地方税法第341条第1項第9号に規定する固定資産課税台帳上の森林所有者情報を提供願います。

記

森林法第5条に定める地域森林計画の対象となっている私有林の土地（地番その他所在を確認できる情報）

※ 提供を受けることができる森林所有者情報は、森林の土地の所在、その森林の土地の所有者の氏名又は名称、住所及び電話番号となります。

(平成24年4月1日以降の一定の期間を指定し、当該期間中に、課税台帳上の所有者が変更された課税台帳に記載されている森林の土地の所有者に関する情報の提供を求める場合)

年 月 日

税務担当課長 殿

林務担当課長

固定資産課税台帳に記載されている森林所有者に関する情報の照会について

下記に掲げる森林法第5条に定める地域森林計画の対象となっている民有林の土地のうち、下記に掲げる期間中に地方税法第341条第1項第9号に規定する固定資産課税台帳上の土地の所有者が変更された土地の森林所有者情報を提供願います。

#### 記

1 森林法第5条に定める地域森林計画の対象となっている民有林の土地（地番その他所在を確認できる情報）

2 期間

年 月 日 ～ 年 月 日

※ 提供を受けることができる森林所有者情報は、森林の土地の所在、その森林の土地の所有者の氏名又は名称、住所及び電話番号、その森林の土地の面積並びにその森林の土地の持分（共有林に限る。）となります。